

(府労連)

回 答

令和4年11月16日  
人 事 局 長



## (府労連)

去る令和4年10月27日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってまいったところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行ってきたところでありますが、社会経済情勢が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交渉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

本年10月に人事委員会から勧告のあった、公民較差を踏まえた月例給及び期末勤勉手当の引上げ、再任用職員

の給料月額の上げの取扱いについては、本府の財政状況等を踏まえ検討しているところであり、未だ結論に至っておりません。

第10のご要求について、高齢者部分休業につきましては、定年年齢が65歳まで引き上げられることを踏まえ、令和6年4月から1回に限りフルタイム勤務への復帰を認めることとしたいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。